



貞丈家訓

全

口仁9
20



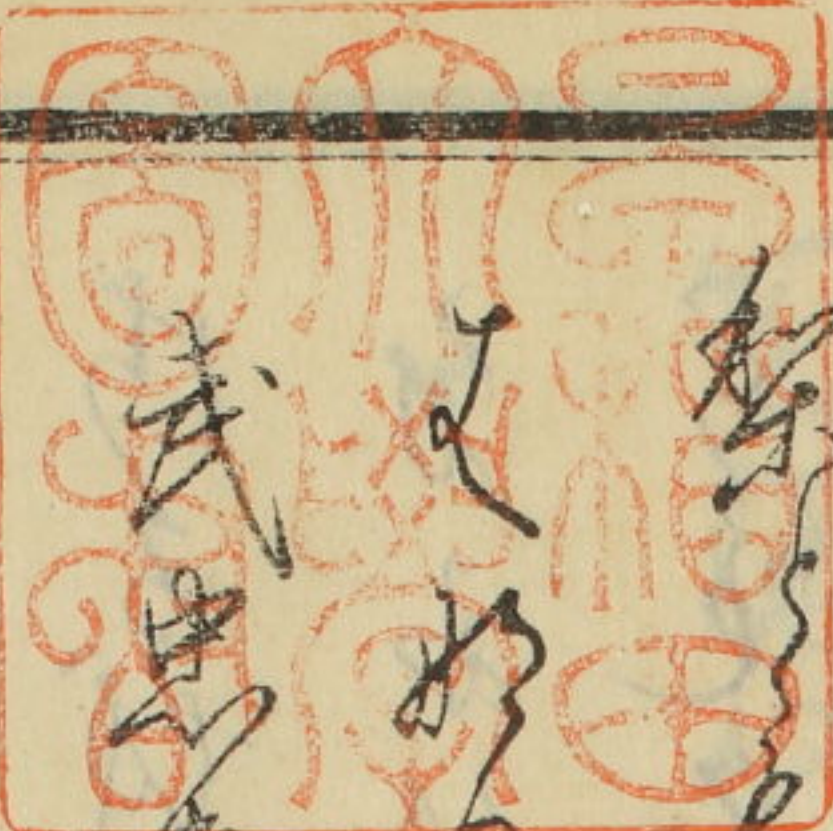
伊勢安齋先生著
屋代輪池先生校

貞丈家訓

門 二九
號 二〇
卷

江戸下谷御成道 青雲堂英文藏梓

徳は幸なり其の藝ハ末なり世のよとわさ
若万能忍をそつのはと藝能より
祭りの心のはおはらやれ
又於の心は本也けり御控ありと文
武忠孝をそけり一統義と仰ぐす
會々い事と告をせ給ふよ玉ハ文藝玉
貴乃の心はあつて文徳玉とくれこ
とありへく忠ハ孝子侍人孝ハ親よつ



系はふふあふは春の百約の年をそそ
苗の約ひつるのけくも孝はるハの
ふ秋と秋も及はるるも度と道也
何る秋後去して口ゆくもふふと
身は約をふりかへ人をえとつれ
ととみをも西人あそむるつあつれ
安齋先生は子孫と遺言せよと
家訓と辞いふとととととと

いと考へて下野家子乞つて
あ母のつめをそそ母子傳つるあとの
乞保の保と傳つるは千箱源和賢後

貞丈家訓

家訓をまとめた一の冊子としてとらえらる

目録

- 五常ごぢやう乃事
- 五倫ごりん乃事
- 先祖せんぞの事
- 家業かぎふの事
- 衣食住いしょくぢゆうの事
- 神佛かみぶつの事
- 酒色財奕しゆしきさいあそびの事

Handwritten bleed-through text from the reverse side of the page, including the title '貞丈家訓' and the table of contents items.

苦樂の事
 慎獨の事
 省身の事
 改過の事
 非理法權天の事
 儉約の事
 堪忍の事
 自暴自棄の事

貞丈家訓

一人と生れて一人の法を志すされ一人ふあらず
 形人なきともんを畜生に同し
 一依り我づ子孫のむろりなる者小人乃法誠志
 らせしと思ふよよしてたふ五常五倫其外身乃為
 不ある一き事どもを志すあはれめて家一のこ
 道也學文を志すよ此書ののむむきをさう
 てんを志す身と心をよくせば學みし
 同一事あるが此書ののむむきをさうらめあ

なごうて心誠なをさす我まををさる老ハ高生
又同くうさづきしはくしむる

五常の事

一五常と云ハ仁義礼智信の五ツ也は五ツハ天性
自然人ふ生れ付くる根性也此五ツ乃根性也常
に用いざればうたハざる教事ある故五常と云也
一仁と云ハ人を初くして生ある物をありれとめ
ぐと思ひやうふくくつくる根性也仁と云也仁
を克己の事と云はる一又母ハ孝行を始と

して万事は仁をとなれてハるるぬ事也

一義と云ハ義理あひの事也我様手に^{肩て}己らうして
めいこくにおもふとをさす^さ筋の事をけうな
らずある我様手に能くさめいこくおなりふと
を向^むき筋の事をハ決^けしてせぬ義と云也

一礼と云ハ我より目上なる人をハあがめうや
ひ目下なる人をハソホ^そめばあたらうず我の身
を高くする人ハほらうびおごる事あまきを
礼と云也

一 智と云ハ道理と善理義と慈愛と非を分別する
 を稱し、と耳おすうず目お忍事と云かんご
 知里已きまふん浅智と云也
 一 信と云ハ善美事してい法をうたふこと、うまうふく
 かけむなふふ一をぢに侍るある浅云信を西
 世の事と心はづー仁と義と礼と智と信と、
 物があるけれを皆し侍る事とある也
 石の五つの根性浅と云うーあるぬ格よんこに
 我ま、あるんとも月時ハ石の根性きえうせて忍

事を書生す也

五倫乃事

一 五倫と云五つはたぐひとよめて人お五つの品
 あり一、父子二、君臣三、夫婦四、兄弟五、朋友是也此
 五つお法あり
 一 父子は法を父と云内お母事こもる也又母を子
 と云お母に爲つる心なくある一は誠ふくも
 一 おや子ハ血をうけたるあるなるおある一は
 ありれハあるぬやさる万ある一を事一とある

一 養父養母養子と云はれは不同しきうふくわに
 に血をとりけぬ中を身ハむくむん生うくやと
 されハ他人同前ふんはる事あり甚し中しきん
 也くふくおや子といふ名を付くハ其のおや子
 の如くあつてむづおまに血をとりけぬゆゑ如
 此水くさき事あつと思われぬ故に義理を立
 法也其の又母其の子ハ其に義理を立る事ハ其
 一血をとりけぬ中しハ義理成るなう然しは善
 父を義父と云善母を義母と云養子成義子

一 云ハ義理を考とする故也又母の慈悲子の
 孝行不實の如や子に替る事ハなけれど其内
 子義理をふくめて是等故其のおや子より
 以ん成けらるる
 一 夫と云くともめとよめ其法も其の善父母養子の
 法よりりる事あり
 一 君臣は法々君ハ主人の事臣ハ家来乃事なり主
 人を扶持未給金をとるは其恩ふくはず其家の
 不事折る事公事字を思ふ受く悦ぶハ主人の義

行と云家来乃法也

一夫婦の法ハ夫ハをつと也婦ハ妻也夫ハ妻不居て
表向おもむきの世話をやき妻ハ奥ト居て奥向おくむき乃世話を
やき奥表差おを正しく志く家成治るを夫婦の
おと云也

一夫ハ男ある法事ハ心行しうれども妻ハ女乃事
なれば智慧ちえたうず不ほく事多うづ一そ
のたうぬ事をバとがめずそれくハ心と法けり也
りむつしうらありハ夫乃慈悲也夫此法也

一妻ハ夫をあがめうやまい大切なり食物衣服家
どの内徳ないとくの世話をやき夫不對して聖んき福
みの心なく夫一人の外不る他人とすはる事せ
ず夫の志うハいっほんどころくそれとすみだ
んがう世を死ぬ夫乃家を出す一とせり
夫の心を思ふを貞女ていぢよと云也是妻此法也
一兄弟の法々兄ハ何事ト弟ハ何事ト兄の次
リ弟をあらはせりしうり弟ハ何事ト兄の次
お立て兄トあうづいてそむく事ある兄をあがめ

うゆゆい大切おすづー是を長^{ちぢぢ}知の序と云也長と
ハ年^しけたるを云知とハをささる年たるぬ^ん談云
序とハ兄弟の次弟を云也

一兄弟年たけおと^おく智慧は^はほさるお弟の年
たらず心の^こ行^ゆを^をぬ^を事^をを^を付^て物^をま^をとよ
く^いひ^を一^一に^一布^一ら^一中^一よく^一す^一る^一ハ^一兄^一の^一慈^一悲^一
よく兄の法也

一弟ハ兄をうやまひて兄を^おの^のけ^ぎ何^の事^もハ^兄の
志^し手に^に付^くさ^さ一^一お^おず^ず兄^兄あ^ある^るづ^づふ^ふア^ア一^一兄^兄の

志^しる^るハ^ハこ^ころ^ろら^らよ^よ見^見越^越ら^らや^やま^まい^い大^大切^切一^一く^くそ^そむ
く^く事^事あ^あま^まを^を情^じと^と云^云是^是弟^弟法^法也^也あ^あま^まは^はよ^よま^ま右
不同^一ん^ん也^也

一朋友の法ハ友^おと^とち^ちの^の交^まう^うの^の法^法也^也友^おと^とち^ちと^とら^らき
あ^あふ^ふお^おお^おに^に志^し意^いの^の心^心を^をま^まと^と一^一く^くた^たの^の一^一
と^とま^まる^るづ^づ一^一友^友と^とち^ちの^の心^心は^は遠^とる^るて^てま^まら^らき^き事^事ハ^ハあ^あ
美^いえ^えを^をい^いひ^ひ難^があ^ある^る事^事を^をハ^ハま^まら^らひ^ひた^たを^をけ^け何^の事^も
ハ^ハ志^し意^い一^一く^く偽^{いつ}う^うな^なく^くだ^だ一^一ぬ^ぬ事^事と^との^の一^一く^くま^ま
る^るを^を朋^{とも}友^友の^の信^{しん}と^と云^云也^也

一友どちハお手に遠慮えんりよなくもる事ハ己もま
よーをいひて愛人をくく思事しを改むづー
是お手に友どちの慈悲じいこそ友どちハはまよ
法也

一友どちの中善美の心なく愛人いひては却るを
らをたちたのりくくね友あうハ次歩くにまぶ
くしてはまよあまづそと亦友り交る法也
一善美あう人の傍事たうたいはまよあひも同ハはま
右の五倫の法を知りたる時ハ親不孝ー君不

不忠夫婦ハむけりくく兄弟ハ不和もく
友どちの交りハ事くく善理非道乃事多く
人におろしれりくくらもくくまぶひハあまづー
はくーむづー

先祖せんぞ乃事

一先祖をバあが先うやまひておろそく不喜法也
くくば我身乃りけはぎたる血をぢ根本也
く我家の好う也然るる忌日ハかしく持達まいたちー膳
初をそま相祀あひまつー墓かみへ参り年忌とまひ思事

民と云也士ハさぶらひ也農ハ田を作る百姓也
工ハ大工浅始めをくく細工人也商ハあきなり
町人も各々さぶらひ此家業あり家業をくく
士ハ文士あり武士あり文士ハ学文を家業とす武
士ハ武藝ぶげいを家業とす教也武士乃家業を
てハ武藝ぶげいヲ持て浅出する一武士ハて武藝を
さぶらひねこ猫ガ氣ねびをとくぬよ同ド何の役なりとぬ也
口をきぎ一をくたる斗ガ武士ハ何くす武
藝ある故武士と云也又武藝ハさぶらひと云く

武士の心を持てず武士の牙持をせざる者ハ町
人百姓乃武藝を覚えざるハ同くさぶらひ武士の
心と云ハ前いひする五常乃心也武士ハ牙持と
云ハ五倫の法を始め此書ハある極ハ皆武士の
牙持乃事也能く得ん者さぶらひ

衣食住乃事

一衣ハ衣服の事也衣服ハ足さる一きをさぶらひ
浅からずさぶらひの物也さぶらひ衣服ハさぶらひ
牙をさぶらひせば事なる也されハさぶらひの

分限その身乃位^{くわい}お^お應^いの衣服を意^いま^まづ^づ一^一身
分^分お^お應^い不^不結^{けつ}搦^{なつ}たる衣^い被^ひを^を意^いま^まづ^づお^おこ^こま^ま
也

一食とハ食物也食を命^{いのち}を^を保^{たも}た^たる^るの物也あ^あぢ
あ^あま^ま食^くひ^ひて^て水^{みづ}を^を飲^のむ^むく^くあ^あく^く命^{いのち}を^を保^{たも}た^たる^るは^はな^なげ^げら^ら奉^{ほう}
た^たら^ら也^也う^うを^をま^ま物^{もの}越^こへ^への^のこ^こて^て金^{かね}銀^{ぎん}を^を保^{たも}た^たる^るは^はな^な
の^のこ^こら^らい^いを^を守^{まも}り^りお^おこ^こら^らハ^ハた^たを^をけ^けら^ら奉^{ほう}た^たら^ら又^{また}養^{よう}
生^{せい}の^のる^るあ^あか^かた^たら^らが^がら^ら奉^{ほう}也^也奢^{おご}也^也
一住とハ住居乃奉^{ほう}たる家^{いえ}ハ南^{なん}風^{ふう}を^をふ^ふせ^せぐ^ぐる^るの物也

せむく^{せむく}足^{あし}ら^らし^しき^き家^{いえ}あ^あり^り水^{みづ}雨^{あめ}風^{かぜ}を^を志^しの^のけ^けら^ら奉^{ほう}
た^たら^ら也^也され^{され}ハ^ハ身^みに^に程^{ほど}と^とお^お付^けら^らお^お應^い不^不家^{いえ}を^を作^{つく}
づ^づ一^一不^不お^お應^い不^不結^{けつ}搦^{なつ}し^し作^{つく}ら^らお^おこ^こら^ら之^之右^{みぎ}衣^い食^く住^{すま}乃^の
亦^{また}意^いを^を知^しら^らお^おこ^こら^らづ^づ此^{こゝ}ハ^ハ必^{かならず}お^おこ^こら^らる^る物^{もの}
也^也是^{こゝ}に^にて^て水^{みづ}奉^{ほう}た^たら^らる^る奉^{ほう}を^をま^ま守^{まも}ら^らる^るづ^づら^らば

神佛^{かみぶつ}乃^の奉^{ほう}

一日本國中此^{こゝ}ハ^ハ皆^{みな}昔^{むかし}此^{こゝ}神^{かみ}乃^の清^{きよ}子^こ孫^{そん}を^をれ^れバ^バ神^{かみ}を^を
あ^あぐ^ぐ免^{めん}ら^らや^やら^らい^い免^{めん}む^むづ^づ一^一あ^あ免^{めん}く^く一^一あ^あら^らま^まて
神^{かみ}を^をけ^けら^らま^まづ^づら^らば^ばあ^あら^ら神^{かみ}を^をあ^あら^らま^まと^と云

才は事小付く苦勞阿人と生れく苦勞のた
き扱ふ事と思ふら無理也苦勞を扱ふハ
一生の片と死と思ふ事一ツやぐくくを事
ぬえ川の物なり

一樂と云はたの事也おもそ天地の間は生れ出
る物の中を歎出けく事ある中小人よけん
事たの事一み也女小ある中よ男に生る事一樂
みやくく事このう川け物小ある中よ事此人
よけん事たの事也こも事よ事人小居中に

長生ある事樂一も也まの事小死する人小ある事
あまぶ生な事一もハ樂也病身たる人小ある事
無病者ハ樂とく乱世は生れくる人小ある事太平
此世代り生れあひくるハ樂と也食事ある中
一貧乏ふる事小お直は渡世あるハたの事也結
き人小ある中よ小縁ある事小縁する人の上
川ハたのみやハ外たの事事ハいう程もあ
一然事よ人ハ愁ふ事物ある事我縁事小
よ事事とハたの事一も事と思ふ事たも縁を

よこふき事あきばらうとさけらや平日ま
のあさうたのむづき事あつとまの
ずくおよたのみそめとむるハおろな
る事やうむたのひも我んのおやうふあ
るや外より来る事ハあらず

怯弱乃事

一怯弱と書てしづをほくむとよむとしづは
ほくむと云ハ人々見るにうてほくむ人さ
りうてほくむと云ハ人々見るにうてほくむ人さ

ぬ所ふては後くみ人のすうぬ所よくはほく
むを云や人の足すらふまはず我一分はほく
くや恐き事ハ必あはれをまき物く恐事千里
をえりうとく遠方までく忽々知くや天知く地
るく知見せずと云事ハ恐事をかみすく
危くは偽をうまうていひくをせめ物くをれよ
川をうと云ハバハ月とほくく乃あハぬ事を
いひ出すゆえいやく恐事ハあはれと云
也其身より立ホえてかこき人ハいらくあうて

うぐいし何いども明らふ事なくさすくさる也
人の志ありいすまいあるハ世まいあるハ世こころバ
ぬはいいぬけとて^{たま}滴るづーと思ふハ世身は
智慧のたふぬ人をも我うゆるなる物と見えび
世人をたをけるすると云物也されどもかこき
人の幾人々あるか見とがめづとがめて忽あふる
るやさらるううにや人よ夢さくくおき事アを
くくなき事からくたき事哉ハまづまづはは
むづーの事むづーおらるづー又物と云字ハ人

無事を志す事なくをまづーく我一人性
むんも何う

省身^{ヒールン}乃事

一省身ハ身をかつる事とよむ也常に我が志
事の善悪をかんぐん事也まづく人我が
事ハハ心づかぬく只一志ち我ハ人
ハ我ハ我ハ道理^{だうり}ち人ハ無理也とむう思ひ
我無事我無理ちる事をさぐー求め我
身をいすむる事ちまハあな事ト云事也人

の事をバさしおまきく我身をうつて見て
しめ法しむづしめはまねバ禍起らず

改過は事

一段過とハあやまちをあらうとむる也我思き事
をあらたえむを云也人我思き事を思き
とハ志ちぐる改る事なきハ誤ありき事也或ハ
思き事をよハふ改るをわ川うき根し思ひ
く改ざる事ハあり大なる心は遠也改ざるこそ
を川うき事なれ改るハ人の不む事なり

思き事ハ子と改むべきなり

非理法権天乃事

一非と云ハ無理の事也理と云ハ道理の事也法と
云ハ法式也権と云ハ權威也天と云ハ天道也非
ハ理と事ならず理ハ法と事ならず法ハ
権と事ならず事ハ天と事ならず事ハ
此五門を能辨せざ
一非ハ理と事ならずと云ハたとハ人のお
をあげうき事なくもよ返さず是ハ子とく我

持得とつる物ものとしる非也ひ其物ものの至まハあづり
りと禮れい文ぶんをと持も得とるあ取とりと返かへすと云いハ理りくた
がひ子こ争あやまび奉行こう所ところ一いつ許ゆるし出る時禮れい文ぶん持も得とる
志しの持得とるく非ひハ理り一いつ持も得とるぬ物もの也なり
云いハは教ふく知ちづー

一いつ理りハ法一いつ持も得とるずと云いハたとバ人ひとの子こが
又またを免口くち一いつあたつきて又またが無理りを以て解ぬは去さ
るく云いハ又またが無理りをく子こハ道理り也なり也なり身み子こ又またハい
う程無む理りとて小こ子こ比ひ身みとてハ又また一いつ對たい一いつく免口くち

を手向むかひきます事こと天下てんか乃なり大法だいほう也なりその
子こハ大法だいほうを背くゆ一いつ罪つみ一いつ身みときる也理りハ法
一いつ持も得とるちるぬ物ものと云いハは教ふく知ちづー
一いつ法ほうを持得とる持得とるずと云いハたとバ主人しゅじんの
身み持も得とるを家け来らい比ひ身みとて意い足たいを手て打う捨す
く免口くちハ忠の道一いつあらるゆ免めん意い足たを以て小を
主人しゅじん大だい腹はらを立く主人の権威けんいを以て其家け来らいを
手て向むかひきます時とき其その家け来らいハ主人一いつ手て向むかひきますぬ法
ちるゆ免口くちを動さび一いつ手て向むかひきますちる法ほうハ権

也と云ふはけおきてそれと我身を去て物なり
て免事を志と仰いで少も善事ふまむむん分
き也如此自暴自棄なる人ハ人面獸心じんめんじゆしんと云く顔ハ人
のう不なりと云ふを黙乃んたう志を拒こて免事
事を改るなるバたどる善人より云々云々んや

以上

一人の命ハあまをそと去らぬ物く我が生年ふそや四十
七不成るなり孫の爲ためハ一冊読書よみを多くは一
冊不書よまする趣ハ皆我が心より云々云々云々

どうにソいふ交事まじり読書するふハあつび皆むし
此人の事こと並ならなる事ことどもを子短こたんといはれんぞ
心はやまき拙ちよし書する也ハ一冊乃知ハ子孫ハ
中置ちゆうぢく遺言也いごん云々云々云々
は書の趣をさるづず子孫をおもふ家いへを思ふ
故也亦我思ふハ先祖我思ふ故也先祖を思ふハ
その家読付きたる者の本意也物の本意とい
ふ事を知らざるハう川がわけ者ものたるけ者もの
ト云也は書ふかきたる痛ハ皆人の人ひとの本意を

